

国民健康保険税率及び賦課限度額の 改正について

—令和4年度 第3回久喜市国民健康保険運営協議会—

令和4年12月27日
久喜市国民健康保険課

1 国民健康保険制度について

- 国民健康保険の制度改革に伴い、国民健康保険は、平成30年4月から都道府県と市町村との共同運営となり、制度を安定的に運営するため、財政運営の責任主体は都道府県となりました。
- 出産育児一時金等の一部を除く保険給付費に必要な費用が県から交付される一方、市町村国保は都道府県から示される国民健康保険事業費納付金を支払います。
- 都道府県は国民健康保険運営方針を策定し、市町村は国民健康保険運営方針に基づいて保険事業を運営しています。

2 「第2期 埼玉県国民健康保険運営方針」について

- 令和2年2月11日策定
- 対象期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間
- 県内市町村の保険税水準の完全統一に向けて、段階的な進め方が示されています。

保険税水準統一の進め方

①納付金ベースの統一（R6年度～）

医療費水準を反映せず、統一基準により納付金を算定します。

②準統一（R9年度～）

収納率格差以外の項目を統一します。

③完全統一

収納率格差を反映しない完全統一を実現します。

3 久喜市の現況

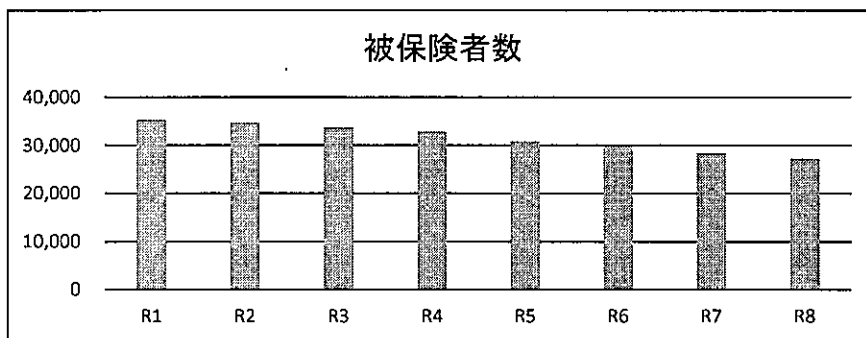
(1) 被保険者数の推移

被保険者数は年々減少していますが、令和4年から令和6年にかけて団塊の世代が後期高齢者に移行することや、令和4年10月から社会保険の適用範囲が拡大したことにより、令和5年度納付金(仮算定)の算出における被保険者数について、埼玉県は前年から大幅減の30,907人と推計しています。今後も、被保険者数の減少は続くものと考えられます。

○被保険者数の見込み

(人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
被保険者数	35,431	34,677	33,803	32,901	30,907	29,663	28,469	27,323



※H30～R3は年平均、R4は4月1日時点、R5は県の推計

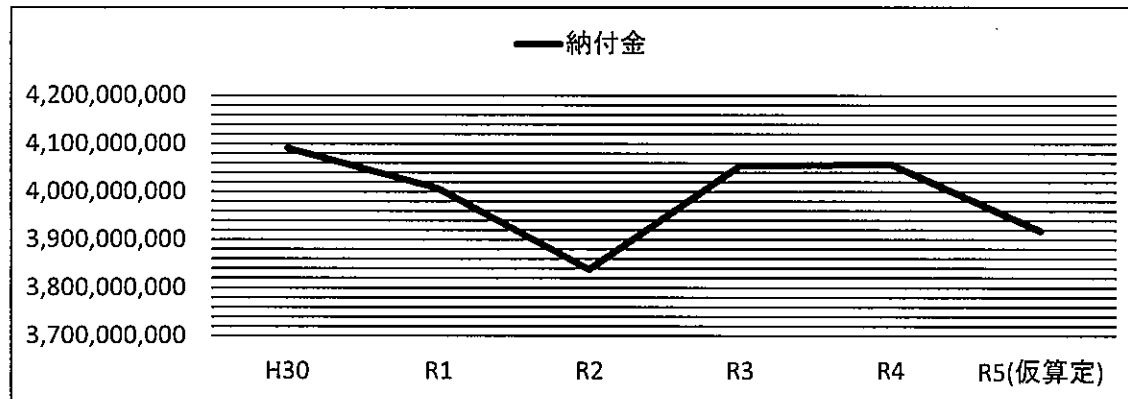
※R1～R5の被保険者数の伸び率の平均と埼玉県運営方針の推計の平均伸び率を用いて算出

(2) 国民健康保険事業費納付金の推移

埼玉県から示される国民健康保険事業費納付金については、令和3年度に減少傾向から増加に転じるなど、その年によって増減しているため、今後の見込みが難しい状況にあります。

(円)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5(仮算定)
納付金	4,090,008,924	4,005,618,048	3,837,646,276	4,053,670,336	4,056,223,679	3,917,503,547
増減	—	▲84,390,876	▲167,971,772	216,024,060	2,553,343	▲138,720,132

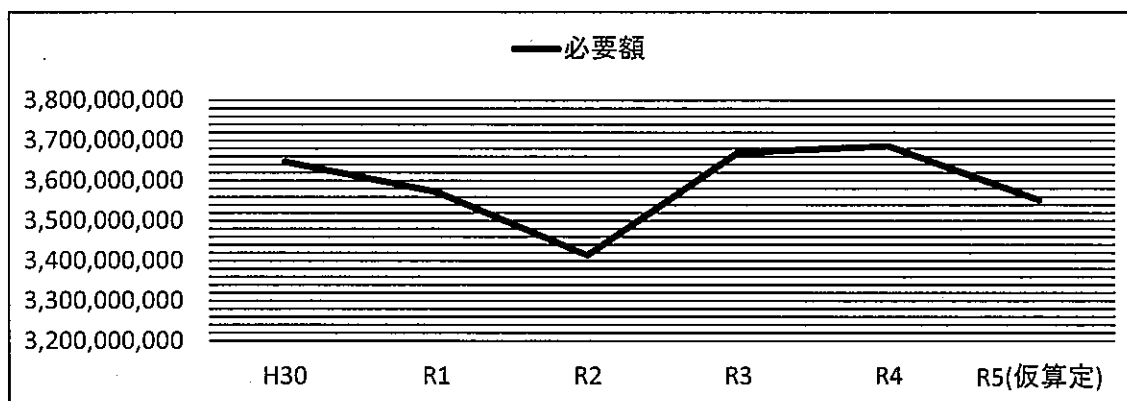


(3) 保険税必要額の推移

国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な保険税額として、埼玉県から示されるものです。納付金に連動して、年度により増減しています。

(円)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5(仮算定)
必要額	3,646,465,018	3,571,422,681	3,413,273,280	3,669,908,725	3,685,302,912	3,550,569,152
増減	—	▲75,042,337	▲158,149,401	256,635,445	15,394,187	▲134,733,760

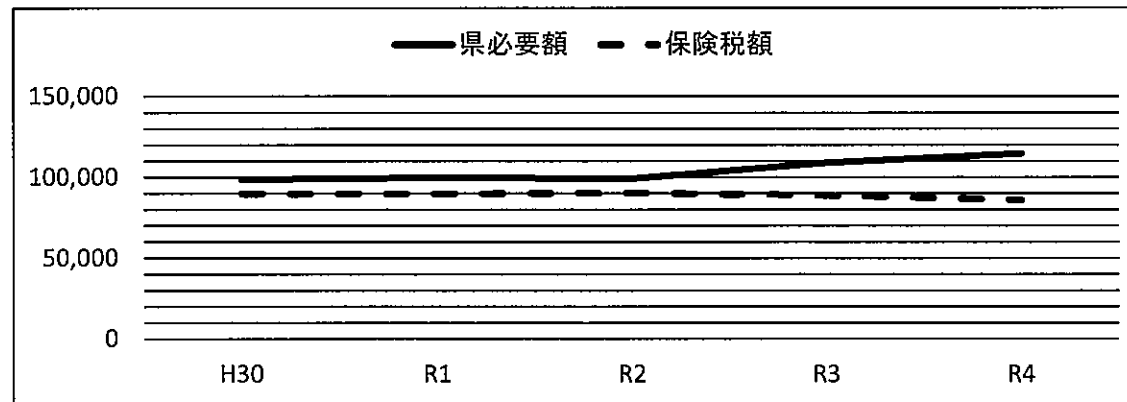


(4) 1人当たり保険税額

国民健康保険事業費納付金の本算定で埼玉県が示す必要な保険税額と、実際の保険税額に乖離が生じています。

(円)

	H30	R1	R2	R3	R4
県必要額	98,460	99,825	99,220	108,867	114,536
保険税額	89,594	89,588	90,262	88,777	85,838
差額	▲8,866	▲10,237	▲8,958	▲20,090	▲28,698



(5) 国民健康保険給付費等支払基金の推移

これまで、基金を取り崩して収支不足を補ってきましたが、令和4年度末の基金残高を1億8315万877円と見込んでおり、令和5年度以降は基金で収支不足の補填をすることは難しい状況です。

(円)

	R1	R2	R3	R4
当初基金残高	935,680,712	850,453,311	863,325,312	435,013,877
積立	54,727,599	155,895,001	161,863,565	120,961,000
取崩し	139,955,000	143,023,000	590,175,000	372,824,000
年度末基金残高	850,453,311	863,325,312	435,013,877	183,150,877

※R4は見込み

4 令和5年度国民健康保険事業費納付金(仮算定)について

・納付金額	3, 917, 503, 547円
・必要な保険税額	3, 550, 569, 152円

税率	医療分		支援分		介護分		合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
現行	7.0	29,000	2.1	10,000	2.2	11,000	11.3	50,000
市算定	7.40	33,658	2.80	14,624	2.81	15,176	13.01	63,458
市標準	6.65	40,204	2.75	16,119	2.49	18,109	11.89	74,432
県標準	6.73	40,667	2.77	16,222	2.57	18,669	12.07	75,558

※市算定：久喜市の算定方式に基づく標準保険税率

市標準：県が定める算定方式に基づく久喜市の標準保険税率（令和9年度の準統一で目指す水準）

県標準：全国統一の算定方式に基づく埼玉県標準保険税率（完全統一で目指す水準）

5 令和5年度国民健康保険税率について

久喜市の国民健康保険は、前期高齢者の加入割合及び被保険者1人あたり医療費が県内でも高い水準にあります。また、決算における単年度収支は、継続的に赤字となっているなど、厳しい財政状況にあります。

これまで、埼玉県が示す国民健康保険事業納付金の支払いについては、国民健康保険給付費等支払基金を取り崩し、収支不足を補ってきたところですが、令和4年度末基金残高は1億8315万877円となる見込みであり、令和5年度以降は基金の取り崩しでは不足分を賄えない状況となっております。

このような状況から、令和5年度以降の保険税率等について、改正内容を検討し、実施する必要があると考えます。

また、財政の健全化に向けた医療費適正化対策として、特定健康診査や特定保健指導の実施及び収納対策等に引き続き取り組んでいきます。

6 協議事項

(1) 税率改正の基本的な考え方

① 税率改正時期

税率改正時期は令和5年4月1日とする。

② 応能・応益割合

現行税率の応能・応益割合は57.9:42.1

令和4年度納付金(本算定)の久喜市標準税率の応能・応益割合は50.1:49.9

令和9年度の埼玉県の保険税準統一に向けて、今後県の水準に近づける。

④ 法定外繰入

埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、自立した健全な財政運営を行っていくため、原則、赤字解消のための法定外繰入は行わない。

⑤ 国民健康保険給付費等支払基金の活用

被保険者の急激な負担増を軽減するため、基金を全額活用する。

(2) 税率改正案

		改正案	現行	差分
医療給付費分	所得割率	6.86%	7.0%	-0.14%
	均等割額	33,200円	29,000円	+4,200円
	賦課限度額	650,000円	630,000円	+20,000円
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.34%	2.1%	+0.24%
	均等割額	12,300円	10,000円	+2,300円
	賦課限度額	200,000円	190,000円	+10,000円
介護納付金分	所得割率	2.31%	2.2%	+0.11%
	均等割額	13,600円	11,000円	+2,600円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	±0円
合 計	所得割率	11.51%	11.3%	+0.21%
	均等割額	59,100円	50,000円	+9,100円
	賦課限度額	1,020,000円	990,000円	+30,000円

※賦課限度額は地方税法の規定によるものとします。

(3) 必要な保険税額に対する保険税収納額の不足イメージ

《R3本算定》	《R3本算定》	《R3決算》	《R4本算定》	《R4本算定》	《R4予算ベース》	《R5仮算定》	《R5仮算定》	《改正案》※1
納付金 40.5億円	必要な保険税額 36.7億円	保険税収納額 32.1億円 (内訳) 一般被保険者現年分 28.3億円 + 保険税軽減分 3.8億円 不足分 4.6億円	納付金 40.6億円	必要な保険税額 36.9億円	保険税収納額 30.9億円 (内訳) 一般被保険者現年分 27.1億円 + 保険税軽減分 3.8億円 不足分 6.0億円 (基金繰入約4億円、 繰越金約2億円)	納付金 39.2億円	必要な保険税額 35.5億円	保険税収納額 32.2億円 (内訳) 一般被保険者現年分 27.8億円 + 保険税軽減分 4.3億円 + 未就学児軽減分 0.1億円 不足分 3.3億円(基金繰入 1.8億円、繰越金1.5億円)

※2

※1 令和5年度納付金(仮算定)で試算

※2 令和5年3月31日基金残高見込1.8億円

(4) 税額の試算(モデルケース)

世帯種別	収入内容	収入金額	現行税率	改正案	差引額
① 1人世帯 (65歳の方) ※2割軽減	年金収入	200万円	73,900円	79,600円	5,700円 (475円/月)
② 2人世帯 (65歳夫婦) ※5割軽減	年金収入(夫)	200万円	81,700円	88,600円	6,900円 (575円/月)
	年金収入(妻)	100万円			
	給与(夫)	430万円			36,600円
③ 4人世帯 (45歳夫婦)	給与(妻)	98万円	468,300円	504,900円	(3,050円/月)
	子	0円			
	子	0円			

(5) 改正案における保険税の減額

・低所得世帯に対する軽減措置

		医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
被保険者均等割 (軽減前)		33,200円	12,300円	13,600円	59,100円
7割軽減	軽減額	23,240円	8,610円	9,520円	41,370円
	軽減後の額	9,960円	3,690円	4,080円	17,730円
5割軽減	軽減額	16,600円	6,150円	6,800円	29,550円
	軽減後の額	16,600円	6,150円	6,800円	29,550円
2割軽減	軽減額	6,640円	2,460円	2,720円	11,820円
	軽減後の額	26,560円	9,840円	10,880円	47,280円

・未就学児に対する軽減措置

均等割額の5割を軽減します。低所得世帯に対する軽減措置が適用されている場合は、当該軽減措置後の額から更に5割の減額になります。